

第百八十六回国会 衆議院 財務金融委員會會議錄第七号

平成二十六年三月二十五日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 林田 彪君

理事 伊東 良孝君

理事 菅原 一秀君

理事 御法川信英君

理事 桜内 文城君

理事 安藤 裕君

理事 小田原 潔君

理事 金田 勝年君

理事 小島 敏文君

理事 田野瀬太道君

理事 竹下 巨君

理事 中山 展宏君

理事 藤井比早之君

理事 松本 洋平君

理事 安住 淳君

理事 前原 誠司君

理事 坂元 大輔君

理事 三木 圭恵君

理事 上田 勇君

理事 大熊 利昭君

理事 鈴木 克昌君

越智 隆雄君

寺田 稔君

古本伸一郎君

竹内 讓君

小倉 將信君

鬼木 誠君

神田 憲次君

小林 鷹之君

田畑 毅君

竹本 直一君

葉梨 康弘君

牧島かれん君

山田 賢司君

武正 公一君

鷲尾英一郎君

田沼 隆志君

山之内 毅君

岡本 三成君

佐々木憲昭君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)

森 健良君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官)

大菅 岳史君

政府参考人
(財務省主税局長)

田中 一穂君

政府参考人
(財務省関税局長)

宮内 豊君

政府参考人
(財務省国際局長)

山崎 達雄君

政府参考人
(農林水産省生産局農産部長)

今城 健晴君

政府参考人
(防衛省大臣官房審議官)

吉田 正一君

財務金融委員会専門員

北村 治則君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○林田委員長 これより會議を開きます。
内閣提出 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官成田耕二君、外務省大臣官房地球規模課題審議官香川剛廣君、大臣官房審議官福島章君、大臣官房参事官森健良君、大臣官房参事官大菅岳史君、財務省主税局長田中一穂君、関税局長宮内豊君、国際局長山崎達雄君、農林水産省生産局農産部長今城健晴君、防衛省大臣官房審議官吉田正一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○林田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○林田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小田原潔君。

○小田原委員 自由民主党の小田原潔であります。本日は、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速質問に入りたいと存じます。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案についてでございます。私の地元、立川市、昭島市、日野市の方々だけでなく、日本全体で、国民の感情としては、第二位の出資金を出して、応分の敬意や権限を世界から得ているのか、ていよく負担だけを求められているのではないかと、このことではあります。国益に資する増資である、また発展途上国を支援すること、極端に聞こえるかもしれませんが、近い将来、国連の安保理常任理事国になる、その投票に必ず日本と書いてくれるとか、こういう戦略上の意義があつてやっていると、このように信じているものであります。第二位の筆頭株主が意見を言えない、通らないでは、到底国民の理解を得ることはできないでしょう。

出資に見合う立場を得ているというわかりやすい証左を、麻生大臣、ぜひお聞かせください。

○麻生国務大臣 まことにごもっともな御質問だと存じますが、このインターナショナル・デベロップメント・アソシエーション、通称IDAと

いうものに対して、日本は、御指摘のとおり第二位の投票権を有し、出資もそうなんですけれども、常に理事を出しておりますし、総務会また理事会等々、この協会の意思決定に関しては多分最も大きな影響力を持つておると思っております。

また、総務会とか理事会だけではなくて、今般の増資の交渉におきまして、日本の主張というものが、世銀とかその他の諸国からも尊重され、特にIDAの政策に反映されたと思っております。

例えば、防災の点に関しては、単に貧しいところに支援するだけではなくて、きちんと災害等々に対する防災に対するあらかじめのあれが全くなされていなくて、これは実は多いんですけれども、そういったところ、また保健医療ということに関しては日本はかなり進んでおりますので、そういったものもつと重視されるべきという話をさせていただき、またミャンマーという国が今非常に重要な国だということで、国別の支援というものでミャンマーが大幅に増加というのは、日本の主張によるものだと思います。

いずれにしても、そういった形で、かなりの部分、このIDAにつきましましては、日本の主張が通つているというのが私のこの一年半の率直な実感です。

○小田原委員 ありがとうございます。

ぜひとも、国益に資する出資であること、また防災も含め、協会が支援をしたことが、日本が貢献しているんだというあかしが必ず現地に残るような活動をお願いしたいと思います。

さて、財務の健全性も気になるところであります。

民間であれば、エクイティーでの資金調達は相応のコストがかかるものであります。こちらに辺に、配当収入というようなのはあるのか、ま

た、あるとすれば、出資全体でならした場合の配当利回りはどれぐらいになるのか、お聞かせください。

○山崎政府参考人 IDAは、協定上、総務会による純益処分の規定は設けられておりますけれども、貧困国に対する援助機関という性格上、融資先からの返済金や利息は、そのほとんどが再び融資を行うための資金源となっております。

また、三年ごとに今回のように資金補充のために増資を行う、こういう財務状況でございますので、これまでに配当を行った実績はございません。

○小田原委員 ありがとうございます。

これまで、民間のエクイティー出資である場合は、配当よりも投資妙味に富んでいる、そういう事業につき込んだ方が、無配当であることが株主への便益である、こういう理解になりました。同様のことが、その支援先の国がいつか我が国を助けてくれる、このように考えたいものであります。

さて、この融資対象国が開発途上国ということであれば、エクイティーで調達した資金を貸し出して運用するのもやむを得ないことは理解できます。では、貸し倒れがどれぐらいあるのかということが関心事になります。年間でならした場合のクレジットコスト、貸し倒れ率はどれぐらいになるのでしょうか、教えてください。

○山崎政府参考人 IDAのクレジットコストは、最近五年間の平均で三千六百万ドルとなっております。また、同じく最近五年間で、IDAの貸し倒れ率は二・七％となっております。

ただ、こうした数字のほかに、別に国際合意に基づく途上国の債務削減が行われた例がございます。九九年のケルン・サミット、それから二〇〇五年のグレンイーグルス・サミットにおきまして、IDAの貸付先であります重債務貧困国に対します債務救済を行いました。この結果として、この二回を合わせると、合計で五百十二億ドルの債務削減を行っておりまして、これは、IDA

の累積のコミット累計額二千二百四十三億ドルに比較しましても、二割を上回るという債務削減の割合になってございます。

○小田原委員 ありがとうございます。

貸し倒れが発生することについても、必ず我が国の国益に資するというのを信じているものであります。現実には、私たちの個人の生活の中でも、いつかは助けてくれるだろうなと思っておごつてあげた人が、肝心なときに助けてくれるとは限りません。どうか、お人よしの単なる支援者に終わらないよう、目を光らせていただきたいと思っております。

さて、関税率法の一部を改正する法律案でございますが、確かにスモールパッケージの取扱量は大きく伸びているんだという実感を感じます。私たちの日常生活も、その分、利便性が増していると思えます。今回の、簡易分類を二十万円に引き上げる必要と申しますか背景はよく理解できます。

ところで、国民の理解を得るには、十万円超二十万円未満の分類手続が、どれぐらいのボリュームで、どれだけ煩雑なのか、また簡素化することとどれぐらいの血税を節約できるのかを定量的に説明するべきだと考えます。二十万円という線引きも、そういった根拠があるのであれば納得できると思えます。

線引きの根拠と、人員の削減ですとか、労働時間の削減ですとか、保管場所が削減できるとか、そういったわかりやすい計数や試算があればお願いしたく存じます。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。

まず、簡易税率の適用対象額を二十万円以下とすることにつきましては、関税・外国為替等審議会におきましても御審議をいただいたところでございます。その中で、SP貨物あるいはEMSが急増するという今お話のあった状況についても話題になりまして、納税事務の簡素化及び課税事務の効率化という要請と、課税の公平や国内産業保護に与える影響というもののバランスをどうと

るかということが議論になったわけでございます。

答申におきましては、SP貨物と呼ばれる小口急送貨物や国際郵便物の輸入件数は二十万円以下のもので九割超を占めており、二十万円以下までの拡大によって納税事務の簡素化と課税事務の効率化は十分達成され得ると考えられること、これが一つ。それから、課税価格が二十万円以下の貨物の輸入額は全貨物の輸入額の〇・四％程度であり、課税の公平や国内産業に与えるおそれは僅少であるということ、これがもう一つ。これらに鑑みまして、簡易税率の適用対象額を二十万円以下に拡大することが適当であるという旨の答申をいただいております。

お話がありましたとおり、近年急増している小口急送貨物それから国際郵便物の輸入件数は、二十万円以下のものが九割超を占めております。二十万円以下に拡大した場合には、小口急送貨物は年間五十一万件、国際郵便物は年間七万件が新たに簡易税率の適用対象になるということがございます。これによりまして、例えば国際郵便物に係るサンプル調査によりまして、一件当たり十分ぐらいの作業が短縮できるという見込みも出ています。ところでございます。

○小田原委員 ありがとうございます。

個数の占める割合を伺って、恐らく甚大な手間が省けるのだらうというところは想像ができます。できれば、今後、同様のことが起きた場合にも、計数、金額で説明できるようなデータの集積、御準備をいただければ、さらに国民の理解を得やすいのではないかと思います。

最後になりますが、細かい分類では高い関税がかかれていた品目が、簡易分類だと安くなるというのであれば、裁定取引が発生すると申しますか、二十万円ずつのパッケージに小分けして送ることで関税を安く輸出しよう、そういう動機が発生はしないかということも点検が必要だと思っております。

先ほど、金額にして全体の〇・四％ということ

でありましたが、この裁定取引を許すことによつて税額が逸失してしまう、こういう懸念がないのかどうか、最後に教えてください。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。

現在も、そういう懸念はあり得る話であります。ある貨物の価格が簡易税率の対象となる十万円以下かどうかということ判定する際には、例えば国際郵便物の場合には、同時期に分割して郵送されたものは、分割されたものの全ての価格を合計して判定することになっているところでございます。適用対象額の二十万円以下への拡大後も、同様の取り扱いによりまして、分割による輸入には税関においても引き続き適切に対処をしていく考えでございます。

なお、十万円以下の貨物に対する簡易税率は平成五年に導入されたのですが、例えばそのとき、SP貨物について、十万円超の貨物が小分けされて十万円以下の貨物の方に移れば、その割合、十万円以下の方があえるわけでございますけれども、そういったことがあったことは承知してございません。

こうしたことから、適用対象額拡大によつて、御指摘のような事態が頻発することにはならないのではないかと考えているところでございます。

○小田原委員 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

自由関連な物の行き来が盛んになる国、そして応分の敬意がしっかりと認められる日本になることをお祈りいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○林田委員長 次に、竹内議員。

○竹内委員 おはようございます。公明党の竹内譲です。

それでは、私も、IDAの方から早速質問をさせていただきます。

IDAは、御承知のとおり、開発途上国の経済成長と貧困削減への貢献という大事な使命を有する国際機関であります。日本は、今回の出資予定

トや、またNGOとの定期協議会のおきまして、IDA出資の意義や成果について、できるだけ国民にわかりやすい発信に努めてきたところでもあります。

また、この増資交渉が大詰めを迎えました。昨年の十二月には、私とキム世銀総裁と共同で東京において記者会見を開かせていただいて、余り過去に例がないんですが、国民に対して、IDAの活動によります途上国への支援の意義とか、また世銀との協力の重要性について説明をする機会を設けたところです。

今後とも、IDAの活動につきましては、これはなかなか日本の新聞に出てこない、発展途上国のもう一歩手前ぐらいのころの話になりますので、広報宣伝、情報公開ということを行って、IDAを通じて開発援助というのに対する国民の理解が得られるよう、その国の人たちはもちろんのことですけれども、支援している我々の方もその意義を広く理解してもらうような努力というものをしていかなばならぬものだ、私どももそう思います。

○竹内委員 よろしくお願ひします。

関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、質問させていただきます。

今回の法案の中で、その背景等につきましては先ほど御質問がありましたので省きますが、国民の安全、安心の観点から、国民生活に多大の悪影響を及ぼす社会悪物品の水際阻止は、税関の最も重要な使命の一つであり、国家にとつても非常に重要な課題であると考えます。

その意味では、税関の要員確保及び機構や職場環境の整備充実、また、より高度の専門性を有する人材の育成、処遇改善は必要不可欠であります。政府としての見解をお伺いしたいと思ひます。あわせて、通関の現場においても同様であると思ひますので、税関、通関、両方の観点から見解をお伺いしたいと思ひます。

○麻生国務大臣 御存じのように、税関におきましては、IT化、国際化等いろいろなもの

あつて事務量が大幅に増加しております中で、国民の安心、安全というものを確保するため、いわゆる覚醒剤等々、社会悪と言われるものの水際作戦、取り締まり強化というのが一つ。また、公平公正な課税の確保に努めているところであります。

また、そのほかにも、最近では、知的財産侵害物品の水際での取り締まりとか加工品の原産地の判定とか、多様化、複雑化する業務への対応が大変必要になってきておりますので、税関におきましては、いわゆるIT化等々による捜査機器の整備や業務の効率化を行わせるとともに、定員の確保、また採用活動や研修の充実、職員の処遇改善、職場環境の整備などに努めてきたところであります。

いずれにいたしましても、厳しい行財政のもとで業務運営の一層の効率化というものを図った上で、人材の育成また職員の処遇改善等々につきまして今後とも努力をしていって、士気というものをきちんと維持させておくのは大事なことでと考えております。

○竹内委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○菅原委員長代理 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 おはようございます。民主党の古本伸一郎でございます。

閣法であります関税、IDAということでございます。

まず、関税であります。いわゆる関の問題というのは、東京五輪も招致が決定したということもあり、今後、人、物の往来がさらにふえる。ぜひ万全を期していただきたいですし、日夜御奮闘いただいている関税御当局の職員の皆様の御努力にも敬意を表したいと思ひます。

その上で、残念ながら、豚肉の差額関税の問題というのが後を絶ちません。直近で、例えば平成二十四年、二十五年で追徴税額あるいは通脱税額はどのような規模になっているのか、お示しいただきたいと思ひます。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。

豚肉に係る犯則の、関税の通脱税額でございますが、平成二十三事務年度、これは二十三年の七月から翌年の六月でございますが百五十七億円、それから、平成二十四事務年度におきましては六億八千九百万円ということになってございます。

○古本委員 つまり、基準価格があつて、そこから実際に輸入した価格を偽ることによつて、納めるべき関税を通脱している、こういうことだと思ふんですけれども、これは国庫としての損失ですか。

○宮内政府参考人 納めるべき関税を納めていないということでございます。ですから、これは当然、是正していくことが必要であらうと思ひます。それは国庫に入れるべきものであるということでございます。

○古本委員 消費税もいよいよ上がるわけですね。特定の輸入品目、産品を利用したこのような事案が、実は、直近の数字を今お示しいただきましたけれども、この十年間の足取りを見ても、イタチごっこなんですね。

これは、局長、思い切つてTPPに入つて、この関の問題がなくなつたらどうなりますか。関税フリーじゃないですか。そういう意味で、TPPというのははつきりしているんじゃないですか。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。TPPを含めて、EPAの交渉を今数多くやつております。関税の引き下げですとか削減ですとかもその中で議題になっているわけでございますけれども、現在交渉中のEPAが全て締結されましても、なお貿易量の多くがEPAの外でございますから、ここは関税が残るということもございまして、これまでのEPAを見てみましても、全体的に関税率がゼロになっているというわけではございません。こういつたことに留意していただく必要があると思ひます。

また、関税以外でも、消費税につきましても税関で徴収しているということもございまして、これから消費税率が上がれば、その事務の重要性というものもさらにふえていくというふうに思ひます。

○古本委員 もちろん、今議論している農産品でいけば、五品目が我が国にとつても極めて重要な議論のテーブルにのつていことは承知してございます。全てがフリーになるわけではないんですが、やはり、本来納めるべきものを偽つて申告してそれを通脱するというのは、これは厳に慎むべきでありますし、今後発生しないように行政としてもきちつとやっていかなければならない。でなければ、消費税を引き上げる前にこれは示しがつかない。これは特定の業種ですよ、率直に言つて。これは、この場で指摘をしておきたいというふうに思ひます。

それから、今、局長、重要なことを言つていただきました。仮にTPPに入つて、その五品目、仮に関税フリーになつたとしても、関税業務自体の負荷は変わらないという理解でよろしいですか。つまり、消費税の問題がありますよね。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。

交渉中のEPA交渉の内容につきましましてはコメントすることはできませんけれども、EPA、あるいはTPPも含むEPAといったものがこれから妥結していくということになつたとしても、これまでのEPAの状況とかを見ますと、EPAの特恵税率適用のための事務というものは引き続き、むしろふえている部分もございまして。例えば原産地規則といったものがありまして、これはEPAに該当するものを証明するということをその貿易ルールとして新たに付加されているということと、むしろ、当面はそのための税関の仕事に対応していかなきやいけないということもございまして。

また、関税以外に消費税の徴収等もありますし、御案内のとおり、EPAによつて国と国との垣根が下がれば、貿易量もふえ、また、人もさらに行き交うことが予想されるわけでございます。そういったしますと、不正薬物対策ですとか知的財産侵害物品対策とかの重要性もますます重要に

なつてくるということだろうと思います。

全体として、税関の役割が少なくなるとは考えづらいのではないかとこのように思います。

以上でございます。

○古本委員 続いて、いわゆる薬物の密輸の摘発ということなんですから、これは極めて残念ですけれども、押収量がふえているというふうに承知しております。

これは、言うならば、水際の税関でせきとめるのか、そこから漏れていつてしまったのを警察御当局が検挙するのか、ざっくり言うと、その割合は今どういふ感じになっているんでしょうか。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。

税関が関与したものは全体で九割を超えているというふうに考えております。ここには、税関だけでとめたわけではなく、警察等と共同で捜査を行ったものも含んでおりますが、水際ないし水際に近いところでの数字は九割を超えているということでございます。

○古本委員 具体的なトン数等々はなかったわけですから、感覚でいうと、九割が税関の職員御奮闘でせきとめているということだと理解をするんですけれども。

であるならば、末端に流れていくより、入り口でいかにせきとめるかだと思いますので、そのことについても、さまざまな面で、要員の確保や、あるいはさらに高度化する事案に対処できる経験や、器具や機材や、それぞれ改善を重ねていただきたいことを強く要望したいというふうに思います。

続いて、IDAでございます。

先ほどから議論になっておりますが、我が国も、振り返れば、東名・名神高速道路あるいは東海道新幹線、それぞれ、昭和の高度成長の時代に世銀にお金を貸していただいて、奇跡の戦後復興を遂げたわけでありまして、そして、今や、我が国は、いわゆる開発せんとする諸外国の皆様の一助になればということで、こういった国際機関を通じてそれぞれの国に資金援助をしている、これは

極めて崇高なシステムだというふうに思っています。

ところが、いかんせん、財政が厳しい折から、国民世論の理解を得るといふ大変難しい論点も昨今惹き起されているわけでありまして。民主党としては、この国際金融機関への増融資を通じて諸外国への支援は強く支持する立場であります。それを申し上げた上で、単なる増資から、このたび融資に新たにかじを切ったというふうに理解しておりますけれども、過去に融資の事例はあります。

〔菅原委員長代理退席、委員長着席〕

○山崎政府参考人 これまで、世界銀行やアジア開発銀行等の国際開発金融機関に対して、融資への貢献は実施しております。今回のIDAでの試みが初めてとなります。

○古本委員 そういたしますと、他の国際機関、アジア銀やその他等々ありますけれども、融資の枠を、今回のスキームを広げていく御予定はあります。

○山崎政府参考人 今回の融資での貢献は、出資による貢献額を抑制して日本の財政負担を抑制することが可能となるだけではないと、国際金融機関側での利用可能な資金規模の確保に貢献することが可能となります。

したがって、今後も、ほかの国際機関に対しましても、同様の機会があれば、積極的に融資貢献の導入について働きかけを行っていききたいというふうに考えております。

○古本委員 増資の場合は、今回約三千億と承知していただきますけれども、これはいつどういふ場合に返ってくるんですか。増資の場合です。

○山崎政府参考人 基本的には、出資した金額は途上国に対する支援額として継続的に使われ、返済されてもまた新しい資金の原資として使われるわけでございますけれども、IDA協定上は、IDAがその業務を停止した場合に、最終的に、その残余の資産につきまして、出資した額に応じて各国に戻すという形になっております。それはIDAの活動が終了したときということでござい

ます。

○古本委員 つまり、IDAが存続している限り、三千億は返つてこないということを言われたんだと思います。

他方、今回の融資は、規模と利回りは幾らですか。

○山崎政府参考人 今回の日本のIDAに対する融資金額は三年間で千九百四億円でございまして、融資条件は、償還期間四十年、据置期間がそのうち十年間、金利は〇・五五％でございまして、返済は半年ごとに元金均等払いとなっております。

○古本委員 そうしますと、四十年間で得られる収入という意味では、総額幾らぐらいになりますか。単純に計算してもらっていいですよ。

○山崎政府参考人 ちよつと今、手元に金利の累計分までございせんから、この元本の千九百四億円に加えて、先ほどの金利が累計的に戻ってくるということでございます。

○古本委員 利回りが〇・五五とおっしゃったので、では、少なくとも初年度は幾らの収入が得られるんですか。

○林田委員長 山崎国際局長、ざっくりとした数値でもという話ですが、出ますか、すぐ。

○山崎政府参考人 初年度は六百三十五億円貸すこととなりますけれども、いずれにしても、据置期間が十年ございまして、据置期間終了後、その〇・五五％が返ってくる、金利分はということになるかと思ひます。

失礼しました。金利は直ちに返つてきますので、初年度は六百三十五億円の〇・五五％が金利として返つてきます。

○古本委員 要するに、増資に比べたら融資の方が収入が入るということですので、ぜひこれは積極的に、他の国際機関に対する、金融機関に対する、増資もいんですけれども、今回のことを横に広げていただけたらありがたいという指摘にとどめたいというふうに思います。

○古本委員 ありがとうございます。

大臣、今のやりとりで、やはり三千億の増資、与党の先生であつてして、なお、もったいないじゃないかという御発言も先ほどあつたわけでありまして。今回の融資の千九百億は利息があるからいいんだろと思ひます。新たな試みを多としたというふうに思ひます。

さて、そこで、少し資料をもらひたいと思ひます。お配りしております。

いよいよ四月から消費税も上がるわけでありまして、これは目的があつての消費税でありますので私どもも支持をしてまいりたいと思ひますけれども、F35の調達コストなんです。

主意書を伊吹議長にお願いしたところ、このような御答弁があつたんです。二十四年度には一機当たり九十六億で、そもそも、F35がステルス戦闘機として我が国の次なる空の守り手として適している御判断されたわけですから、個人的にはラプターがとれなくて残念だつたと思ひながら、こういった主意書を書かせていただいたんですが、何と、翌年度には百四十億、翌々年度には百七十三億、倍増しているんですね。その理由やいかにとお尋ねしたところ、下が政府の答弁です。「国内に製造ラインを維持するための費用や米国内企業から技術援助を受けるための費用等が追加的に発生」と書いているんですね。

F35一機当たりの技術支援料は幾らですか、防衛省。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

F35に関する国内企業の製造参画につきましては、二十五年度予算からでございます。

それで、この製造参画にかかわる国内企業との契約金額は八百七十七億円でございまして、このうち約百四十二億円がいわゆる技術支援費というふうなことでございまして。

○古本委員 これは抜粋にしたいんですけども、この主意書で、他に、初年度費というのをお尋ねしたんです。これは、国内でF35をつくるためのラインをつくるに当たってそれを応援しよう、国庫から補填しようという仕組みなんですね。

それは、メード・イン・ジャパンのF35をつくることにより、技術力を維持すると同時に、当然、在日米軍のメンテナンスにも資する。日本のいわゆるメンテナンス能力は高いという評価でありますので、それを涵養していくという意味においては、これは大変いいことだという立場でお尋ねしています。

だとするならば、これは、最初の立ち上げはもうしても個体当たりのコストが割高になるということであって、将来的にはもともとと国産化を進めていくというお立場ですか、防衛省。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

今、議員御指摘のように、製造参画につきましては、運用基盤、整備基盤を維持する、それからまた国内の技術基盤、製造基盤の維持、高度化を図っていくという観点からおるものでございしますが、具体的にどういった分野にどういうふうには製造参画していくかというふうなところについては、毎年度毎年度、米政府との調整、財政当局との調整、こういったものを経ながら決定していく、こういうようなプロセスを経てござい

ます。そういった中で、二十六年以降のところでございますが、私ども、今、議員からも御指摘がございましたような意義、それから他方で、発生するコスト、こういったものを十分勘案しながら、F35に関する製造参画が日本国にとって一番ためになるような形で進めていきたいと考えてござい

ます。○古本委員 つまり、南西諸島方面の防空をいかに充実していくかというのを考えれば、一機より二機、二機より三機配備した方がいかに決まっているんですよ。これは、本当は百七十億出せば二機買えるじゃないですか、単純輸入すれば、為

替の問題は若干ありますよ、この間少し円安になっていまして。つまり、武器輸出三原則の見直しもパッケージで議論しないと、これは、本気でメード・イン・ジャパンをつくっていくというんだつたら、初年度費も含めてどんどんやればいいですよ。

もう皆様おなじみのPAC3でいけば、PAC3の、レイセオンから買っていますよね、あれは一発と言ったらいいますか、一個師団で考えたランチャーが幾つもありますから少し絞っていただいて、大体、技術支援料の割合は、どのくらいライセンス料を払っているんですか。純メード・イン・ジャパンになれば、それは払わなくて済みますよね。

○吉田政府参考人 済みません、事柄の性格から個別具体にちよつと申し上げるのが難しい面もございしますが、二十四年度のPAC3の取得費は、補正予算も合わせて約二百八億円でござい

ます。それに対して、米企業に対してお支払いする技術支援料は約十六・七億円というふうなことでござい

ます。○古本委員 これは、もうPAC3は既に導入されて随分年月がたっていますから、パテント料がだんだん傾斜して減ってきているという理解ですか。

○吉田政府参考人 この技術支援費の中身でございしますが、今、議員の御指摘のような側面に加えて、これは武豊という場所をつくってございまして、そこでつくるに際しては、米企業から人が派遣され、製造ラインの具体の指導とかをする、こういうような支援内容になつてござい

ます。そういう意味でいうと、一概に通減するということでもございせん。○古本委員 いずれにしても、費用対効果でぜひ調達に努めていただきたいというふうに思いますが、先ほどの関税の例を少し考えますと、本来捕

捉すべき税が逃れ、関税を逃れている人がいて、そのお金があるならPAC3を買えばいいじゃないか、こういう話になりますので、国民世論も

ぜひ理解ができる防衛調達に努めていただきたいと思ひます。加えて、過般の経済財政諮問会議で、先週十九日です

か、麻生大臣も出席されていたと承知しておりますけれども、配偶者控除の件が議論になつております。

配偶者控除を廃止すれば、増収規模はどのくらい見込めますか。対象世帯は、日本国民の世帯数の割合で、大体何割ぐらいが増税になりますか。

○田中政府参考人 お答えいたします。一定の仮定計算を機械的に行いまして、まず、配偶者控除を廃止した場合の国の増収見込み額は、約六千億円と二十六年度の予算ベースで計算

できると思ひます。それから、現在配偶者控除の適用を受けている者は、控除の適用によつて非納税者となつてい

る者も含めて、一千四百万人というふうな計算ができますと思ひます。現在配偶者控除の適用を受けている者が一千四百万人ですけれども、一方、全納税者と配偶者控除の適用によつて非納税者となつ

ている者が五千三百万人ということですので、この割り算をいたしますと、約三割弱という計算ができますと思ひます。

○古本委員 配偶者という一般的な専業主婦の奥様を想定しますけれども、昨今は、主夫とい

う、夫の方が配偶者控除を受けているケースもあると思ひますが、それも加えたトータルの世帯の割合でいくと何割ぐらいになりますか。

○田中政府参考人 先ほどお答えいたしました配偶者控除の適用を受けている者という数字は、男性も女性も両方入っている数字でござい

ます。○古本委員 そうしますと、納税世帯の三割が影響を受ける、こういう理解でいいですか。

○田中政府参考人 三割までは行つていませんが、三割弱、四分の一から三割の間ぐらいという

感じでございします。○古本委員 他方、税制抜本改革の中に、当然に控除の見直しも記載がございました。私どもは、配偶者控除については、恐らく、経済財政諮問会

議で議論をされている女性の社会進出のいわゆる壁の一つになっているんだらう、百三万円の壁、百三十万円の壁、百四十一万円の壁、それぞれあると思ひつています。恐らく、方向感はある一定の価値観の中で共有しているんだらうと思ひつていま

す。でも、他方、所得税を抜本的に見直そうとするならば、諸控除を小手先で見直すのではなくて、いわゆるブラケットの見直しという議論も選択肢の中にあつてしかるべきだと思ひます。例えば、今ブラケットの五%をポイント上げたら、どのくらいの増収になりますか。影響世帯は何世帯ですか。割合はどのくらいですか。

○田中政府参考人 お答えいたします。現在、所得税が一番低い、最低のブラケットは五%でございしますが、これを六%にした場合には、約六千億程度の増収になります。一%当たり約六千億という計算でよろしいかと思ひま

す。これは、いわゆる所得税のかかる人全てにこの五%部分が適用になりますので、その意味では、所得税の総合課税の適用を受ける納税者は全体で四千八百万人おりますので、この方々全てに影響を及ぼします。

○古本委員 つまり、配偶者控除を倒した場合に、特定の、専業主婦世帯が割を食う。五%のブラケットをいじった場合には、ほぼ同額の税収見込みができる中で、あまねく全納税世帯が薄く

く負担する。これは、議論の余地がいろいろあると思ひます。消費税がいよいよ控えているときにこういった議論を政府の重要な幹部が集まる経済財政諮問会

議でなされているということは、さらなる増収を図りたいんだらうというふうな仄聞するんですが、さて大臣、ここで壁があるんですよ。

お配りした資料の裏面をごらんいただきたいと思ひます。御党のJ-ファイル、総合政策集によれば、家

族の助け合いの役割も正しく評価されなければな

らなくて、その観点から配偶者控除は維持すると書いてあります。

かつて、このことを伊吹議長、当時、社会保障・税の一体改革筆頭理事に少し御指導を賜った際には、綱領をおっしゃっておられました。御党の綱領によるところの家族観、家族を大切にしていくなだというこの価値観に基づく税制なんだとおっしゃっておられましたと記憶しております。だとするならば、実は、配偶者控除の廃止というのは、相当な壁があると思うんです。

したがって、観測気球を今既に上げられたんだろーと思えますけれども、大臣、こうした税の根本を本当にいじる気であるならば、自民党税調、公明党税調で議論をいただくのは大いに結構であります、与党ですから。

でも、他方で、当委員会は大蔵委員会なんです、蔵入委員会なんです。この税について、もう少し真剣に、かつ専門的に議論するべきだと思っております。そのことについては、ハウスでありますので、ぜひ、委員長、これはハウスの中にそういう検討の場といいますか仕組みをどうやって設けていくかということで、検討事項として引き取っていただきたいんですけれども。

○林田委員長 いただいたの申し込みについては、後ほど理事会で協議したいと思います。

○古本委員 ありがとうございます。

その上で、時間が参りましたので、麻生大臣に。

配偶者控除を廃せば、女の人が外に出ていつて働く、何やらその決定打になるという御理解でしうか。それとも、ベビーシッターだとか病児保育だとか、いろいろな問題が複合的に絡んでいる問題なんですか。

やはり、二人に一人が専業主婦世帯です。これは、家事労働に対する評価という意味で、戦後、シャープ勧告を受け、その後創設されてきた経緯があります。そして、今日まで守られてきています。これを本当に倒すんだとなると、ハウスを挙げた議論をしなければ、与党の税の議論だけで

引つ張るには余りに大きな議論だということを申し述べた上で、最後に大臣の感想を伺いたいと思います。

○麻生国務大臣 古本先生、もうこれは古くて長い話でもあるんですけども、配偶者控除を受けている人が、両親の面倒を見、両親は老人ホームにも出さず、子供は保育園にも出さず、きちんと自分で全部面倒を見ている人、傍ら、それは全部、老人ホームに預け、幼稚園や保育園に預け、自分は働きに出て稼ぎの多い人、どっちが正しい家庭のあり方ですかという古くて新しい疑問というのはいまもう昔から日本にあるところなので、先日の、十九日の財政諮問会議においても、女性の活躍の推進というのが話題になって、総理から、働き方に中立的な税とか社会保障制度の体制というものを検討するという指示があつております。

働き方の選択に対して中立的な税制ということ、これはもう従来から配偶者控除については、中立的な税制を構築すべきとの観点から、廃止を含めた見直しというものが、積極的な意見があります。一方、今申し上げたような、基本的な社会的単位であるということを見直した慎重な意見もあつて、これはもう自民党の中でもくちくちやに割れたところだつたと記憶をいたします。

したがって、今おっしゃつたところはまことにごもつともなので、どういうことが可能なのかというのはいちよつと真剣に考えないといかぬところなので、これは政府税制調査会でも中長期的な観点から議論をしてもらいたいという話で、この話を諮問させていただいているところです。

○古本委員 終わります。ありがとうございます。

○林田委員長 次に、坂元大輔君。

○坂元委員 日本維新の会の坂元大輔でございます。

早速質問に入らせていただきたいと思ひます。既にこれまで委員会の中で質疑された委員の方からの御質問と、何点かに関しては重複する点もあることを御容赦いただければというふうに考

えております。

それでは、まず一点目、今回の開税定率法及び開税暫定措置法の一部を改正する法律案の中、及び学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の軽減措置に關してお伺いをさせていただきます。

きょうは、ちよつと別の観点という切り口からこの点に關して御質問をさせていただきたいと思ひますが、私も今回、この法律改正に当たつて初めて、学校用の脱脂粉乳に對してこうした関税の軽減措置が図られているということを知りました。これは昭和二十七年から始まつたそうでありましたが、今、まさか脱脂粉乳を直接飲む用に使つてゐるわけではありませんか、これはパンやホットケーキなどにまぜてというか、そちらの用途としてこの脱脂粉乳が使われているというふう

に伺つております。

そこでなんですけれども、農政の観点から見ると、国内における米の消費量をいかにふやしていくかということが大きなテーマとなつております。

今回の改正案の適用拡大対象となる、子ども・子育て支援制度によつて導入される幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業等も含めて、幼稚園や保育所に対しても給食用脱脂粉乳の税制優遇はやつてゐるわけですから、今、米粉を使つたパンやホットケーキも少しずつ広まつてきております、このパンやホットケーキ用に税制優遇してゐるわけでありまして、ここに対して米粉の使用をより強く推奨していくべきだといふふうに考えておりますが、きょうお越しいただいております農水省農産部長の御意見はいかがでしょうか。

○今城政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘のとおり、米の消費拡大の一環として、米粉の需要を拡大していくことは非常に重要な課題であるというふうに認識しております。

か、そういう小麦粉を従来使つていた用途を米粉にかえていくというようなことを発想いたしました、それに対する支援というのを講じてきたところでございます。

その一環といたしまして、委員御指摘のとおり学校給食、幼稚園、保育所も含めまして、例えば米粉パンという形で導入を促進してまいりました、そういう導入の成果も得まして、平成十七年度には六千校の実施、学校給食実施校の一九％だつたものが、平成二十四年度には一万八千校というような形で、学校給食実施校の六〇％まで導入が広がるなど、着実に増加しているところでございます。

こういう状況も踏まえまして、農林水産省といたしまして、従来からやつております生産面での直接の支援、それから米粉用米から米粉にする際の米粉製造設備等の整備に対する税制、補助、融資、そういうものをやつております。また、ソフト面でも、米粉倶楽部というような、タレントを使つた取り組みとかいふので米粉の普及運動をやつております。

さらに、平成二十五年度からは、今ございました米粉、小麦粉のミックス粉等の新たな米粉製品の開発支援ですとか、それから米粉料理レシピコンテストなどの民間が取り組む普及活動に支援をしてゐるといふような状況でございます。

御指摘いただきましたとおり、今後とも、米粉につきましては、さまざまな創意工夫を凝らし、幼稚園、保育所も含めて、保育士、栄養士さんの方にレシピを紹介するとか、そういうようなことによりまして米粉の利用を推奨してまいりたいというふうに考えております。

○坂元委員 丁寧な御説明をありがとうございます。今おっしゃつていただいたように、さまざまな取り組みを行つておられることは承知いたしました。

御専門家でいらつしやいますから当然御存じだと思ひますが、最近の米粉は非常に質が上がつておりまして、昔はなかなか小麦でつくるパンのあ

のふんわりした感じが出なかつたんですけれども、最近の米粉はそれが、ほとんど小麦と遜色なく出せるようになってまいりました。

現場の方々に聞くとやはり価格の問題が一番のネックだということでしたので、今、その生産過程における税制優遇であるとか、そういった価格をいかに小麦に近づけていくかということも取り組んでおられるというふうに向つておりますので、今後も、より積極的なさまざまな支援措置、対策をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。国際開発協会、IDAの増資についてでございます。

既にこの委員会でも国益にかなう出資であるかどうかということが指摘をされておりますが、その点において、出資比率は、伺ったところ、議決権に作用してくるという話でありましたが、その出資比率、議決権と並んで私としても一つ非常に大事な点であると思うのが、組織内における日本人の職員の数です。

その組織の中でいかに日本の国益、もちろん日本の国益だけで動いても困る部分はあるんですけども、日本の国益にかなうような動きをするために、日本人の職員をいかに送り込むかというところも非常に大事な点だと思っております。

その点において、世界銀行グループ各組織における日本人職員の数及びその組織内割合、そして出身国別の順位を教えてください。

○山崎政府参考人 世界銀行グループ全体の日本人職員数は百十二人で、全体の二・二%を占め、第八位であります。

内訳を申しますと、国際復興開発銀行並びに国際開発協会においては日本人職員数七十四人、割合二・〇%で、第九位。国際金融公社では日本人職員数三十五人、割合は二・八%で、第七位。多国間投資保証機関の日本人職員数は二名で、割合は二・五%、第九位となっております。

○坂元委員 全体として二・二%。どの組織も約二%台で、順位的にも七位、八位、九位といったところで。

このIDAに関していうと、出資比率約一〇%、世界で第二位や三位ということを含めてやつてきたわけなんですけれども、その出資比率に比べて職員の数はやはり少ないと言わざるを得ないというふうに向つておりますが、出資比率に比べて職員数の割合が低い原因というか理由を伺えればと思います。

○山崎政府参考人 日本人の職員数がなかなか増加しない要因としては、一つには、世界銀行では、修士課程や博士課程を修了した高い専門知識を有するスペシャリスト、例えば水とか環境のスペシャリストが求められていること、また、採用の際に開発の現場での複数年の経験が重視されております。それに対して、日本の場合、大学卒業後、企業や官庁に就職して同じ組織内で経験を積んでいくという一般的なキャリアステップでございいますけれども、これとはなかなか合いません。いうところが大きな要因の一つかと思っております。

○坂元委員 専門性と国際舞台での経験という点を挙げていただきましたが、こういった国際組織の中でいかに活躍できる人材を輩出して送り込んでいくかというところが、我が国の国益にかなう本当に大切なテーマだというふうに考えております。

私も留学経験がありますので、やはり言語の壁というの大きい部分があるのかなというふうに捉えておりますが、今後、IDAもしくは世界銀行グループへ職員をより送り込んでいくという部分に関しての大臣の御決意をお伺いできればと思います。

○麻生国務大臣 これは、今言われましたように、余り日本人が採られなかつたんじゃないかと、日本人の方も余り行きたがつていなかったと思ひますね、昔は。行くようになり始めたというのは最近ですよ。それは非常に活気づいていると思

います。加えて、語学の壁というのが二つ目にあると思ひます。

いずれにいたしましても、今、世界銀行の総裁はキムというアメリカ人ですけれども、よく面会というか、IMFとかいろいろの総会で会いますので、私の方からいろいろ幹部ポストへの登用というのをいろいろ働きかけているところなんです。これを受けて、日本にリクルートのミッションを過日世界銀行が送っております。日本人の採用活動を行うということ、積極的に取り組んでおります。その結果、昨年一年間で日本人は十名ふえております。百二人から百十二人になったと思ひますので、一応の成果は上げてきていると思つております。いずれにしても、こういった状況で、働きに行きたいという人が一点。

防災とか保健というのに関して、日本の知見とか技術というのを生かせることを途上国支援向けに積極的に働きかけてきた結果、いわゆる世銀全体の防災支援の拠点ということで、東京に世銀防災ハブというものを設置されております。これによつて、運営は当然日本人が中心でやっておりますが、日本人の活躍の機会というものも増加させるきっかけになるんだと思つておまして、今後とも、日本人の一層の採用に向けて努めていきたいと思つております。

ぜひ、あなたみたいな若い人で、行きたいという人を探してもらわなにかぬのですよ。行きたい人は役人しか集まりませんでした。話になりませんから、やはりちゃんとした者を私も出さないかぬと思つて、さまざまなチャネルを使つて行きたいという人を集めなにかぬ。かつ、その人が、例えば保健でいけば医療等々に詳しい人とか、防災でいけば消防とかそういったものに詳しいような人で、かつ海外で、かつ極めて条件としては厳しいところで働いてみたい人というのを条件で探さないかぬということだと思つております。

○坂元委員 ありがとうございます。おつしやるとおりだと思います。若くて意欲的な人材をいかに探していくかということ、そういう仕事があるよということをはっきり伝えていくかということに関して、私も財務金融委員の一人です。そういう周知活動、告知活動も御協力させていただければというふうに思ひます。

今大臣がおつしやつたとおり、キム総裁と大臣が、トップ同士の関係といひますか、そこで積極的に組織内の人材をふやしていくという取り組みもやつていただいている。その他いろいろな取り組みをやつていただいているということ、ぜひこれは、日本の国益にかなう大きな点だと思つておられますので、引き続きの取り組みをお願いしたいというふうに思ひます。

引き続きIDAに関して伺ひをさせていただきますが、今回の増資において、出資三千二百二十億円、融資千九百四十億円をするわけで、一〇%のシェア、これは前回同様三位ということですが、日本の貢献度は非常に高いわけでありまして、しかし、御指摘もありましたけれども、IDAへの出資というものは、二国間同士ではありませんので、例えて言うなら匿名の寄附のような形というふうに見えられなくもない。支援された国も、どの国がどれだけの支援をしていくのか、かわりにくい側面を持っているのではないかと考えます。

逆に、ODAについては、他国であります。中国がアフリカに積極的に支援を行つて、実際にアフリカの埋蔵資源のさまざまな事業においてイニシアチブをとっている、これは事実であります。

日本は、全体額で見ても、世界に向けて中国よりも多くの支援を行つていますし、その歴史も長いわけでありまして、その出し方、生かし方にやはり戦略性がないのではないかと、いうふうには思わざるを得ない場面が多いわけでありまして、そこで、IDAへの増資を最大限国益につなげ

のための戦略について、改めて麻生大臣にお伺いをさせていただきます。

○麻生国務大臣 IDAの場合はODAとは少し違います。こちらのIDAのIはインターナショナルですし、Dはディベロップメントですし、Aはアシエーションですから。

日本としては、アメリカに次いで二位の協力を今やっているんだと思いますが、理事も、常にずっと理事枠を持っておりますが、総務会やまた理事会を通じて意思決定にかなり大きく関与している、私どもはそう思っております。

少なくとも日本の投票権のシェアは八%、九%ぐらいですから二位にいます。増資交渉におきましても日本の主張というのは世銀や諸外国からかなり尊重されている、その多くがIDAの政策に反映をされている、先ほどちょっと申し上げました医療とか防災とか、私どもはそう思っております。

そういった意味で、我々、技術とか知見とか、今申し上げた防災にしても医療にしても、そういった分野を今後とも重視していくことになりすし、最近では、ミャンマーとかインドなどに対する支援というものを、傾斜配分というのか、もつと重点的にということなどの主張を日本としてIDAの中で行っているということでもあります。

事実、これまで、キム総裁はこの一年間で三回たしか日本に来られたと思いますが、東日本の被災地への訪問とか、また参議院のODAの特別委員会、IDAの業務説明を国会でされておられたり、また昨年の六月でしたか、TICAADというのを、横浜で第五回をやらせていただきました。

その後、保健政策閣僚級会合、これは十二月にやらせていただいたと思いますが、いわゆる日本を重視する政策というのが極めて明確に出てきています、世銀においても、日本との関係というのは極めて重要という意識は非常につきりしております。

今後とも、キム総裁との関係はもちろんのことですけれども、やはり保健というようなのは、

広くその地域において日本の場合はいまよくやってきたという歴史がありますので、そういったものをシステムとしてやるんだという話はなかなか世界では、ええつつという感じでしたので、先進国の中でもこれを組織的にやったという国はほかに余りありませんので、そういった意味では、大いにこういったものを利用し活用して、発展途上国に対していろいろ支援をしていければと思っております。

○坂元委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、日本の強みをどんどん生かしていただいて、それが最終的に我が国の国益にもつながってくるようなIDAの中での動きを引き続き、そしてより積極的にやっていただきたいというふうに思います。

私も今回、詳しくいろいろ見させていただいて、世銀グループそしてIDAの中で日本の貢献度は非常に高いということを改めて感じました。ただ、それがなかなか一般の国民の皆様には伝わっていないというところがポイントなのではないかなというふうに思います。

先ほど古本委員からも御指摘がありました、消費税が四月から上がる中で、私も地元でいろいろな方の御意見を伺うと、国内では消費税を上げおきながら、海外にいつぱい支援をしているじゃないかという声もいただくわけがあります。やはりそこに対して政府として丁寧な説明ということ、これは切りがないわけではありますけれども、できる限り丁寧な説明をしていくべきだというふうに思います。

過去に、本委員会においても「国民にわかりやすいIDA出資の意義について、必要な説明をしてまいりたいと考えております。」という御答弁もあつたようですが、実際に政府は国民に向けて、IDAの出資であるとかその意義に対して、どういった説明を今されていらっしゃるのでしょうか。

○古川副大臣 委員御指摘のとおり、開発援助に

なことで思っております。そのためには、まず、IDAなどへの出資あるいはその効果について、国会を初めとする関係者の皆様、幅広い関係者の皆様に説明を尽くすことが大事だというふうに考えております。

政府としては、昨年四月と十月に開催されましたIMF・世銀合同開発委員会の日本国ステートメントでありますとか、NGOと定期協議会を設けておりますが、このような場におきまして、IDA出資の意義や成果などにつきまして、できる限り国民の皆様にはわかりやすい形で発信するように努めてきておるところでございます。

また、大臣から先ほど御紹介もありましたとおり、キム総裁とも直接交渉をさせていただいております。昨十二月、麻生大臣、キム世銀総裁共同の記者会見を開きまして、ここでも、IDAの活動の意義、重要性について国民の皆様には説明をさせていただいたということでございます。

今後とも、IDAの活動につきまして、広報宣伝、情報公開、こういうものを行うことによりまして、国民の皆様には理解を得るよう努力してまいりたいと思っております。

○坂元委員 ありがとうございます。さまざまな取り組みをされていらっしゃることは重々承知をしておりますが、具体的な御指摘を一点させていただきたいと思っております。

一般の国民の方が例えばIDAに関してちょっとどこかで聞かれて、中身を知らないと思つて、やはり今の時代、まずホームページを見られる形が多いというふうに思ふんですね。しかし、国際開発協会のホームページを見ても、例えば今回の第十七次増資の内容については、もちろん第十七次増資をいたしますということは日本語で書いてあるんですけども、増資の内容について詳しく見ようとすると、ほぼ全ての項目がやはり英語表記になつていて、膨大な全文

を和訳するには恐らく相当な翻訳費用、予算がかかるんだらうなと拝察をしましたが、せめて、財務省として、中身の要約をして国民に對し日本語で発信をすることは可能ではないかというふうに考えるわけですが、御見解はいかがでしようか。

○古川副大臣 委員の御指摘、まことにごもっともだと思います。

IDAの増資交渉、増資会合におきましてそれこそ膨大な資料が提出されて、これは、ホームページでも公開されるわけなんですけれども、英語以外の言語には翻訳をされておられません。わかりにくいというのは、おっしゃるとおりだと思います。

そこで、今後ですけれども、国会審議に供しております増資交渉の概要をまとめた資料、それからIDA十七次増資交渉の取りまとめ文書、これは全文は難しいものですが、要約文をホームページなどに掲載するというものを検討してまいりたいというふうに思っております。

○坂元委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。

全文であつたり大部分を訳すというのは非常に大変な作業でありますから、国民にわかりやすい形での要約をしていただければ、私も、この点に關しては十分なのではないかなというふうに思います。これは切りがないわけではあります、やはり批判の対象となりやすい分、丁寧な説明を努力していただければというふうにお願ひさせていただきます。

それでは、最後に、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大に関する点で御質問させていただきます。

国際郵便物は、密輸手段としての利用拡大が大きな懸念となつております。その中で、不正薬物や知的財産侵害物品、いわゆるコピー商品のうち、どのくらいの割合が国際郵便物からの摘発となつていますでしょうか、また最近の国際郵便を使った密輸の手法としてはどのようなものがある

でしょうか、お答えいただければと思います。

○宮内府参考人 税関では、国際郵便物を利用した不正薬物ですとか知的財産侵害物品の密輸の取り締まりを行っているところでございますが、その中で、平成二十五年に税関が摘発した不正薬物の五三三、二百四件、知的財産侵害物品の九四四、二万六千四百十六件が国際郵便物からの摘発となっております。

また、最近の国際郵便物を使った密輸の大口といたしましては、例えばコカインを液体に溶かし、ジャンパーのようなものですが、衣類にしみ込ませた手口でありますとか、覚醒剤を保湿クリュームのチューブの容器の中に隠した、そんな手口がございます。密輸の手口はますます巧妙化しているところがございます。

○坂元委員 より巧妙化している手口だということと、事前のヒアリングにおいては、コピー商品であるとか不正薬物もそうなんですけれども、狙ってくる価格帯といいますが、やはりよりチェックが緩い低い金額、価格帯の部分で税関を通してこようとするという点の御指摘を受けておりました。

つまり、直接的に今回の適用対象額の拡大が効果を発揮する等々ではないというふうに思うんです。事務の効率化という点が大きなポイントだということふうに思っております。この事務の効率化を受けて、当然余るわけではないんですけれども、セキュリティチェック、セキュリティ対策への人員の配置であるとか労力をより割いていくという方向で強化していかれると捉えておるんですけれども、そのセキュリティ対策を今後どのように強化していかれるというふうにお考えでしょうか。お願いいたします。

○宮内府参考人 まさに委員御指摘のとおりでございます。

強化の方向でございますけれども、今回、対象額を二十万円に拡大した場合、新たに七万件の国際郵便物が簡易税率によって賦課課税されることになりまして、一つは、そこで課税事務の効率

化に資するということがあります。

そうした効率化を図りつつ、先ほど申しましたような巧妙化する密輸手口に対応するためにさらにセキュリティ対策の強化に努めるわけでございますが、一つには、従来にも増して積極的な開港検査を実施するという点、それから、エックス線検査装置等々、検査機器を活用して深度ある検査の実施を行っているといったことを考えているところがございます。

○坂元委員 予算がなかなか厳しい時代でありまして、できる限りの効率化を図って、人員を安易にふやすということではなく、効率化にまず取り組んでいただければというふうに、そのための措置だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○林田委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。本日も、いろいろと活発な質疑がなされております。私もこれまでの質疑に関連するところもあるかと思ひますが、御容赦いただきたいと思ひます。

まず、IDAの件をお伺ひいたします。まず、そもそもの論なんですが、今回の増資、これまで十六回、今回で十七回目ということなんです。しかしながら、このIDAというのは株式会社ではないと思はれるんですが、にもかかわらず増資なんだという点なんです。

これは、どういう機関なのか、資本金というものがあのか。これはアメリカが本社なんですよ。そうすると、どういう法的な位置づけになっているのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 IDAは、条約であります国際開発協定に基づいて設立されております。同協定において、IDAが法人格を有すること、あるいは法人として契約能力を有することが規定されておりますし、また加盟国がIDAに対

して出資を行う、これはサブスクリプションという表現になっておりますけれども、このことも同協定で規定されております。

○大熊委員 そうなりますと、日本でいったら例えば会社法ですとか倒産関係の法制があるわけですが、どの国の法制にも属していないんだ、こういう理解をいたします。

そうすると、では、万が一のとき、デフォルトなんだというときの倒産法制というのはないんだ、こういう理解でよろしいんでしょうか。あるいは、その条約、協定の中に何条とかいつて書いてあるということなんですか。書いてあるとすれば、どんなふうに書いてあるのか。簡単に教えていただければと思ひます。

○山崎政府参考人 今、仮にデフォルトという話がございましたけれども、まず、IDAのバランスシートにおきましては、IDAは、資産側では、貸付先は貧困国ではございますけれども、債務持続可能性について分析した上で貸付先を選んでおります。そういう意味で、財務の健全性に留意した運用を行っております。また、負債サイドでは、これは基本的に加盟国の出資を財源としておりまして、借入れは現在ほとんどございませぬし、今回、融資による貢献方式が導入されましてたけれども、全体の規模と比べればごく一部であります。

そういう意味で、現状、IDAがデフォルトになるということとはなかなか想定しがたいことでございまして、協定上は、IDAの協定において、総務の過半数の投票によりましてIDAの業務を永久に停止することができるとされております。その際、さらに残余資産につきましては、同協定において、過半数の投票により、まずIDAの債権者に対する全ての債務が履行された後に、出資に應じた分配が行われるというふうな規定されております。

○大熊委員 今のは、日本の倒産法制でいうと清算の規定であつて、倒産の規定じゃないですよ。清算の規定ですよ、今局長がおっしゃったのは。そうすると、倒産の規定というのは、そういうことは要するに想定していないんだということ、ないんだ、簡単に言うところのことなんではないでしょうか。一応確認のため、お願いいたします。

○山崎政府参考人 協定上はまさに今申し上げたような枠組みでございまして、いわゆる民間の企業的な、倒産的な、司法的な内容はこの協定にはございません。

○大熊委員 と申しますのは、先ほど来も議論になった、今回の特色、特徴、前回までと違う点は、融資というものが入ってきたところに違いがあるんだらうなというふうに思ひます。

債権者、つまり我が国なら我が国から見ても、お金をIDAに融資として日本国から出した、その回収の可能性、先ほどから議論になっている、十年間は金利だけもらいます、十一年目から元本を半年ごとに均等で返してもらいますということなんですが、そのタイムリーペイメントが失われた場合に、債権者として、IDAは倒産なんだと言ふことが多分できないと思ひます。

つまり、お約束どおり十一年目以降返してくるはずだったところ、返してくれませぬというときに、どういう債権者としての対抗措置が現状の規定で、規定は何か追加すればできるのかもしれませんが、債権者保護の観点からあるのか、教えていただければと思ひます。

○山崎政府参考人 先ほどちよつと御紹介しました協定の中にありますとおり、債権者に対する全ての債務が履行されるまではそもそも出資の分配はできない、つまり出資よりも融資の返済が優先するという規定がございます。

実際に、先ほどちよつと申しましたが、現状では債務不履行というのはなかなか想定しがたいわけでありまして、そのような状況にも陥るような客観的な情勢があれば、全出資国が集まりまして対応を協議し、場合によっては事業の停止、解散ということもあり得るわけですので、その場合においても、今申しましたとおり、

債務の返済は出資の分配に優先されるという規定になってございます。

○大熊委員 それは十一年目以降、元本を返してくれなかったらみんな集まって協議はするんですが、集まってる際の根拠規定ですね。つまり、十一年目以降のことについて、あらかじめ本日時点で規定はないか。いろいろ交渉、御苦労されたというふうに伺ったんですね。その辺のところをいろいろ交渉されたんじゃないかと想像するんですね。

あるいは、債権者がみんな集まってということなんですが、では、債権者間の契約というのは一体どうなっているのか。債権者間の取り決めですね。同じ債権者でも、出資が多い債権者は少しちよつと色がついているとか、そういう交渉、いろいろ御苦労されたんじゃないかと思うので、ちよつとその辺を教えていただけないでしょうか。

○山崎政府参考人 債権者間で優先劣後関係はございませんで、プロラタで分配される、プロラタで債務の返済が行われるということになっております。

○大熊委員 一個先の質問に先にお答えいただいたんですけども、そういうことじゃなくて、十一年目以降、元本、金利を返してくれないということになったときに、現在の条約上の規定で債権者の権利として何ができるかということをお教えいただきたい、こういうことなんです。

○山崎政府参考人 十一年後にグレースピリオドが終わって債務が返済されない場合という想定のお質問でありますけれども、そもそも、一体どういう場合に返済されないということがあり得るのかということ、先ほども申しましたけれども、なかなか想定したいわけではございません。

つまり、これは国際機関としてのまさに対外的な信用の上で成り立っている機関でございますので、当然債務は返済されるべきでございますし、かつ、先ほど申しましたけれども、これは今のところ大部分が出資で負債が成り立っているもので

ございますので、その出資よりもさらに融資が優先するということを書いてございますので、そういう意味で、この機関が債務の弁済を意図的に行わないということは、私どもは想定したいというふうに考えております。

○大熊委員 そのお話ですとなかなか債権保全の観点から心配で、要するに最貧国への融資なわけですね。普通の金融機関というのは、お金を貸すときに、ちゃんとした借り手なのか、こういうことを審査して、ちゃんとした借り手なら貸そうじゃないかと。これが普通の金融機関の姿なんです。ところが、このIDAというのはまさにその逆でございます、国際協力という趣旨もあるんです。したがって、返してくれそうもない人に対して貸すんです、簡単に言っちゃいますと、最貧国ですから。だから心配している。

今までは違いましたよ、出資だけですから。だけれども、今回は融資が入っているから違うんです。こういう議論をきちんとしなきゃいけないんですね。最貧国ですから、そういうことは想定しづらいというのは、逆ですよ。逆に想定しやすいんですよ。

もう一回言いますよ。普通の金融機関というのは、返してくれそうない人に貸し出しをする、だめな人には貸さないんです。だから、例えば国内ではなかなか貸し出しが伸びないとかいろいろなことがあるんですけども、このIDAについては、返してくれることがなかなか大変な最貧国に貸すんですよ。だから想定しやすいんです。だから聞いていらっしゃるんですよ。もう一言お願いします。

○山崎政府参考人 おっしゃるとおり、確かに貸付先は貧困国でございますけれども、ただ、それは相手国の債務の持続可能性も十分分析した上、貸しております、例えば過去五年の貸し倒れ率は約二・二%でございます。そういったこともある程度出ること前提に出資金も積み、その中で引き当てしておるわけではございません。今回、新しく融資という形になっておりますの

で、私どもは、返済がきちんと行われるということとを当然の条件として、今後とも、世界銀行グループとの間で、重要なステークホルダーとしてきちんと監視をしていきたいというふうに考えております。

○大熊委員 お話としてはそうですねということなんですが、では、それを実際に担保するにはどういうことがということで、大きく二つあると思うんですね。条約上、要は契約書上の条項と、それから人が入っていく。

先ほど来、職員をふやすと。これは、雇用をふやすという単にそれだけの観点に加えて、債権者としての、あるいはエクイティホルダーとしてのガバナンスを確保するため、こういう大きな目的があるわけですね。特に後者は大きな目的があるわけですね。

例えば、事務方の皆さんから詳しい御説明を聞きました。融資に対してイヤーマークはされていない、つまり一つ一つひもつけされていない、プロファイミたいになつていないんだ、こういうお話がありました。だからこそ、一層ガバナンスが大事なんですね。

では、具体的に言いますと、IDAからある融資が出たよ、その返済期限が、仮にちよつと十一年目に来ましたが、我が国の十一年目の、半年ごとの元利返済のところにちよつと当たる直前にペイメントが入ってきましてよというそのお金を、優先劣後構造はないので先に返してくれとは言いがたいんですが、例えばIDAにCFOさん、恐らくそのような機能の役職の方がいらつしやるんだと思います。先ほど専務さんとおっしゃいましたか。そこに日本人がいるのか、あるいはその部門を支える補佐官みたいな日本人がいるのかないのかでこれは全然違ってきますからね。その辺の組織構造の中で、このIDAのキーになる組織、つまり回収と融資の実行、この二つがキーだと思ふんですが、そこにはどの程度日本人がいらつしやるか。

財務省さんですと、例えば国内ですと内閣府と

か内閣官房にゼッケンを持ったままお出になられて、財務省の方を見て仕事をされています。いい意味でも悪い意味でもそういうノウハウはあるので、IDAに出て、しつかり日本のゼッケンをつけていって、日本の方を向いて仕事をされる方が融資実行部門と回収部門にいらつしやるかどうか、この辺をちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 まず、日本人の職員であるからといって日本の国益のために働いているということではございませんけれども、それを前提に申し上げれば、ついこの間まではIDAの担当局長は日本人でありましたし、今、IDAの重要なコンセッショナル・ファイナンス・パートナーという位置づけの幹部は日本人が入つてございます。

○大熊委員 確認ですが、まず、融資実行の方。IDAの融資というのは、半分以上がアフリカ向けなんです。アフリカは我が国も重要な国々なんです、相対的にやはり日本の周りのアジアに対する融資を、同じ融資先の条件であれば、やはり日本の国益を考えれば、アジアの方をどつちかという日本としてはやつていくべきではなからうかなと一国民としては考えるわけですね。

であれば、融資実行部門、それから先ほど申し上げた回収のところ、お金を返ってきたよ。そうすると、そのお金をもう一回、再融資に回すのではなくて、しつかりと十一年目からの元利の返済に充ててもらふ。その返済が十一年目の新たな融資よりも当然優先される、これはそうなんですよ。

そこをまず確認の上、前半の融資実行部隊の、アフリカからアジアにお金を、条件が明らかに違えばそれは難しいですけども、同じ条件であれば、はつきり言つて融資の実行はアフリカに偏っているわけですね。それを我が国の周りのアジア諸国、こちらにより回していくということが日本の国益の観点からいいんじゃないかと思うんですが、この点、二つ、いかがでしょうか。

○山崎政府参考人 日本は、第二位の投票権を持つてゐる国として理事を常に出しておつて、理事会で例へばどの国に具体的に融資をするかということも決めておるわけでありませうけれども、今回のIDAの交渉を通じて、先ほどから御答弁にありますが、ミャンマー、インド等、よりアジアへウエートを置いた支援を行うような、そういう結論に導くことに大きく貢献できたと思つております。

したがつて、それは理事会を通じて最終的に担保されておりますし、それから、当然のことながら、もし万が一にも十一年目に返済にきちんとして対応が行われないようであれば、逆に言えば、理事会で、新規の融資でありますとか、あるいはその次の例へばIDAへの増資等につきまして、それは私もとしましてはなるべく対応することにいたしますけれども、そもそも、そういうことが起こるような組織であるとは全く思つてございませ

れども増資に依つてくださいます、こういう話になつてしまひます。そうはならないんだということの確認をお願いしたい。ニューマナーなしでという、この確認をお願いしたいんだということなので、念のためお願いいたします。

○山崎政府参考人 まさにおつしやるとおり、別にニューマナーとかデット・エクイティー・スワップと関係なく、今回結んだ契約に基づいてきちつと返済されるということだと考えております。

○大熊委員 ようやく確認できました。そしてまた人的な部分、しっかりと内部ガバナンス、これはハンズオンに近い形でお願いしたいといひますか、するべきだと思ひますね。なぜならば、先ほどの議論のとおり、債権者としての権利がなかなか生じにくい法的な構造になつておりますので、あとは人の問題ですから、中に入つていて、人を出していらつしやるので、普通の職員さんでもそうでしょうけれども、幹部の方を財務省さんから出していらつしやるわけですから、普通のガバナンスよりも、幹部の職員さんとしてのガバナンスをしつかりとお願いしたいというふう

に思ひます。終了してしまひましたので、申しわけありません。関税の方をお伺いしようと思つたんですが、終了ということ、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○林田委員長 次に、佐々木憲昭君。○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

まず、法案に関連して、関税の役割について確認をしておきたいと思ひます。言うまでもなく、主食であるお米は、非常に重要な守るべき課題であります。米の暫定税率は今何%か、それが日本の米生産を守る上で果たしている役割、この点について麻生財務大臣の認識をお伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、菅原委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 これは、先生、関税が無税であるいわゆるミニマムアクセス米に対して、枠外の輸入として民間が輸入する米については、一キログラム当たり四十九円の関税がかけられております。一キログラム当たり二百九十二円の納付金が政府により徴収されておりますので、今、WTOの関税と納付金の合計を従価税で換算しますと七七・八%になるというように理解をいたしております。

○佐々木(憲)委員 その上で、その関税が国内の米を守る上で大変重要な役割を果たしていると思ひますが、どのような御認識でしょうか。

○麻生国務大臣 このミニマムアクセス米の枠外の民間による米の輸入量というのは、これは極めて微量なものであると思つておりますが、関税によつて国産米というのはかなり保護されているといひのは間違いないんじゃないでしょうか。

○佐々木(憲)委員 それで、TPP交渉で、米も含む重要五品目が一体どうなるのか、大変重要な関心を集めてゐるわけですが、特に、そのうち五百八十六のタリフライン、細目について日本がどのような交渉を行っているのか、政府にこれをただしても、なかなか内容を明らかにいたしません。今後の日本の行方を左右する重大問題なのに、何をやってゐるのかさっぱりわからないといひうのでは困るわけでありませう。

なぜかとお聞きしますと、秘密保持契約があるんだ、こういう答弁です。なぜ秘密保持が必要なのか、交渉だから必要だと。単純な話ではないと思ひます。これは大変重要な日本の食料あるいは経済基盤にかかわる全国的な問題でありますから、その内容を議会や関係者に明らかにして、意見を聞きながら交渉するというのは当然だと思ひますが、どのようにお考えですか。

○麻生国務大臣 これは、この交渉が始まるたびに、我々は後からおくれれて行つてゐる方で、カナダとか日本とかおくれれてこの交渉に入つてゐる方だと記憶しますが、少なくとも、この交渉に入る

きない、口外しないという約束で話をスタートしておりますから、これは日本だけが漏らさないんじゃない、各国も同様な条件がついてゐると理解しております。

○佐々木(憲)委員 秘密保持契約は誰を縛るのかということですが、内閣官房からも来ていたといひてゐると思ひますが、直接交渉に当たつてゐる政府と担当者をつ縛るもの、こう理解してよろしいですか。

○成田政府参考人 お答えいたします。まさに交渉を行つてゐる者にこの秘密契約がかつてゐるという理解でございませう。

○佐々木(憲)委員 では、どの方々が交渉内容について知つてゐるのかという点でありますけれども、甘利大臣はみずから交渉に当たつてゐますので、当然、全部知つてゐると思ひます。あとは、安倍総理、官房長官、これは責任ある立場ですから、当然、報告を聞いて全容を知つてゐると思ひます。

麻生さんは副総理でありますから、交渉内容を知つてゐると思ひますが、いかがですか。

○麻生国務大臣 比較対照だとは思ひますけれども、かなり知つてゐる方だと思ひますけれども、その知つてゐるということも申し述べることにはございませう。

○佐々木(憲)委員 知つてゐるかいけないかも言わないといひうのも、これはちよつと奇妙な話でありまして、内閣官房にもう一回お聞きしますけれども、閣僚の中でどの範囲までこの交渉内容を知つておられるのか、その範囲をお聞きしたいと思ひます。

○成田政府参考人 お答えいたします。TPPに関する情報につきましては、TPPに関する主要閣僚会議における閣僚間の申し合わせに基づきまして情報を厳密に管理してゐるところでありまして、それに基づいて、甘利大臣以外の閣僚におかれましては、各省庁の所管分野に係る情報が共有されてゐると認識しております。なお、甘利大臣も、この点について聞かれた際

に、次のようにお答えをしておられます。全体を俯瞰して承知している人数というものは極めて少数だと思えます、私以外、これは甘利大臣以外という者はいないと思えます、このようにおっしゃっておられます。

○佐々木憲 委員 極めて少数というより、一人しか知らない、全容を知っておられるのは。

そうしますと、関係閣僚会議がＴＰＰに関してあると思いますが、その中で、官房長官、安倍総理大臣、それからこの中には外務省、財務省、農水省、経産省それぞれの大蔵が参加をしておられると思いますが、これは、その分野にかかわる内容については知っている、こう理解してよろしいですか。

○成田政府参考人 それで結構でございます。

○佐々木憲 委員 そうしますと、与党の幹部はどうかということになるわけです。

自民党の石破幹事長は甘利さんと同様に交渉内容を知っておられるのか、あるいは、自民党のＴＰＰ対策委員長は交渉の内容について知っているのか、この点はいかがですか。

○成田政府参考人 与党の幹部とは、交渉の進捗状況に依りまして、政府と与党との連携のあり方について随時必要な御相談をさせていただいておるといふことであります。

○佐々木憲 委員 随時必要な相談をしているという事は、当然、交渉内容についても情報を共有しながら相談しなきゃいけないわけでありまして、知っているということになるわけですね。

内閣委員会の三月七日の甘利大臣の答弁では、「自民党の石破幹事長も、例えば、輸入実績がないものも一切何もしないということでは交渉にならぬというのはそのとおりだ」というようなことで、石破幹事長の名前を挙げて、この中身についてある程度知っているという答弁をされているわけでありまして。

そうすると、与党の幹事長は一定のレベルまでかなり知っている、甘利さんが評価するほど知っているわけでありまして。

ているわけでありまして。

公明党の幹事長は与党ですから当然知っていると思えますけれども、全く同じ情報を共有しているのか、自民党と公明党の間に違いはあるのか、この点、説明していただきたいと思えます。

○成田政府参考人 政府と与党との連携のあり方について随時必要な御相談をしているということでありまして、与党とは一体として対応させていただいているということでございます。

○佐々木憲 委員 これは、同じレベルの情報を自民党幹事長と公明党幹事長は知っている、共有している、こういう理解ですね。いいんですか。

○成田政府参考人 基本的には同様であると認識しております。

○佐々木憲 委員 基本的にはということですが、完璧にはということではないようでありまして、それはそれとして、では、次にお聞きしたいのは、この秘密保持契約というものは、一番最初にお尋ねしたところ、交渉を担当している政府のメンバーに守秘義務を課している、こういうことではあります。しかし、与党となりますと、これは政党でありますから、政党に対して政府から情報を提供する、あるいは漏らしてもいい、こういうことになっているわけですね、現在、実情として、現状として。

この点では秘密保持契約との関係は一体どういうふうになっているのか。この点は契約上どういう規定になっているんですか。

○成田政府参考人 お答えいたします。契約の内容につきましては、ＴＰＰ交渉参加国との信頼関係もありまして、公表することができませんけれども、交渉の具体的内容にかかわることとは秘密にしなければならないものとされておるわけでありまして。

与党の幹部とは、連携のあり方について随時御相談をさせていただいておりますけれども、その内容につきましては、基本的に秘密契約を踏まえた対応をさせていただいているということでございます。

います。

○佐々木憲 委員 もう一つよくわからない答弁ですが、これは、予算委員会、昨年の十月二十二日ですけれども、甘利大臣の答弁でこういうのがあるんですね。「各国がセンシティブな分野として持つべき分野がある」と、我が党として聖域というものを発言したのは、死活的利益にかかわる分野である。それは、今、西川委員長のところでもいろいろ精査の作業をしているわけでありまして、西川委員長は、当然、重要五品目、とりわけその中の細目についていろいろ精査をしている、こういうわけでありまして、相当詳しく知っている、こういうことだと思ふんです。

それでは、ほかの国の場合はどうか。ほかの国の場合は、情報については日本とかなり扱いが違うのではないかと。日本の場合は政府に交渉権がある。アメリカの場合は、最終権限は、議会にあるのか、大統領にあるのか、お答えいただきたいと思ふ。

（菅原委員長代理退席、委員長着席）
○森政府参考人 お答えいたします。アメリカにおきまして交渉権限がどこにあるかというところでございますが、我が国を含めましてＴＰＰ交渉の当事国は、米国の行政が現在通商協定の交渉権限を有しているというのを前提に交渉に当たっているところでございます。

米国の国内法の中身について確定的なことを申し上げることはできませんけれども、私どもが承知しておりますのは、米国の憲法上、米国の議会は外国との通商を規制する権限を有する、こういう規定がございます。他方において、米国大統領は憲法上有している執行権に基づきまして通商交渉権限を有する、このように解されているところでございまして、大統領府にありますがＵＳＴＲが米国の行政を代表して交渉を行っている、こういう理解でございます。

○佐々木憲 委員 議会は最終的な権限を持つていけるけれども、実際の交渉はＵＳＴＲが行うと。

そうしますと、議員は、公聴会などを通じてＵＳＴＲに対して、交渉内容はどうか、こういうことをたずねることができる、そういう仕組みになっていると思ふ。

ところが、日本は、交渉内容を知ることができるところが非常に限られている。甘利大臣は一番よく知っているが、それ以外の閣僚も知っている人と知らない人がいる。担当の閣僚はその分野しか知らない。そして、与党もごく一部の方々しか知らない。守秘義務が課せられている。こういうわけでありまして、これは非常に、日本の国民にとつてはなかなか情報に接することができない、こういう状況だと思ふんです。

具体的にお聞きしますけれども、ＴＰＰ交渉の条文、これは今何章で成り立っているのか。私が得ている情報では、二十九章であつて、幾つかの章で内容について固まっていますが、それ以外は交渉中、こういうふう聞いていますが、これはどうなんですか。

○成田政府参考人 テキストの章の数につきましては、コメントを控えていただいております。中身につきましては、進捗しているところもありますし、まだ難題を抱えているところもあるという状況でございます。

○佐々木憲 委員 マレーシアのことし二月二十一日付のサン・デーリーという新聞、これによりますと、ムスタパ通商大臣は、ＴＰＰ協定は二十九章あつて、そのうち八章で交渉を完了し、残り二十一章は未解決問題を含んでいるので交渉中、こう報じているわけですね。

アメリカ議会調査局が出した報告書、これは昨年十二月であります、協定条文は二十九章というふう述べております。

二十九章ということでは議論されていることは、これは間違いないんじゃないやありませんか。

○成田政府参考人 重ねて恐縮でございますけれども、何章あるかは、日本政府としては公表を差し控えていただいております。

他国の公表につきましても、そういう情報は承知しておりますけれども、日本政府としてそれについてコメントするのを差し控えていただいております。

○佐々木憲委員 まことに奇妙な対応ですね。ほかの国では、二十九章だというのは交渉参加国の担当大臣がしゃべっているし、アメリカでは議会の報告書の中で章立てについて二十九というふうに出てくる。日本政府は、数字は一切言いません。

これは余りにも奇妙な秘密主義でありまして、こういう状況ですので、国民がこの状況を見ますと、当たり前のようにほかの国では公表されていることが日本では公表されない、これは極めて異様ですね。

論点もいろいろありますけれども、もう時間がありません。

例えば、今いろいろと公表されているのを見ましても、ISDSの導入を目指すアメリカに対して、マレーシア、ベトナム、オーストラリアが反対しているとか、国有企業改革の導入をアメリカが目指しているけれども、マレーシア、ベトナムが反対している。こういう事実があるんだけれども、こういうことも公表しない、こういう状況であります。

私は、何かこういうふうにも国民にも議会にも隠したままでもかまともなような話という話を、甘利大臣は自分が全部知っているんだと全権を持っていくのかのように、それで勝手な交渉をやつて、中身はわからない。こんなことをやっているようでは、大変な事態になるかもしれない。あけてみてびっくりと。日本が、経済全体がおかしくなる、国民が被害を受ける、こんなことになつては大変なことになりますので、私は、こんなやり方はやめるべきだと思いますし、TPP交渉から直ちに撤退すべきだ、このことを主張して、質問を終わりたいと思います。

○林田委員長 次に、鈴木克昌君。
○鈴木(克)委員 生活の鈴木であります。

議題となつております関税定率法及び関税暫定措置法の改正案について質疑をさせていただきます。

まず、税関における水際取りの締め切りというところで少しお伺いをしたいというふうに思います。言うまでもありませんけれども、我が国の税関は、水際における取り締まりや、関税の適正、公正な課税、通関手続のスピードアップなど、さまざまな課題に取り組んでいるわけでありまして、とりわけ水際における取り締まりは、国民生活の安全、安心を確保、また、我が国の経済社会秩序を維持するという極めて重要な課題であり、その充実強化が常に求められているということでもあります。

しかしながら、水際取りの締め切りと通関手続のスピードアップとは基本的には相反する課題でありまして、この両立を図るという非常に困難な要請にも応えていかなければならないということでもあります。

そこで、まず、税関における水際取りの締め切りについて順次お伺いをしたいと思いますというふうに思います。

最初に、税関における水際取りの締め切り機能強化に関する取り組み及び関係機関との連携状況についてお伺いをいたします。

先日発表された平成二十五年度の全国の税関における関税法違反事件の取り締まり状況におきましては、不正薬物の押収量が九年ぶりに一トンを上回る、それから、航空機旅客による覚醒剤の押収量が過去最高を記録などというふうになつておるわけでありまして。そしてまた、その密輸の手法も巧妙化しておるということでもあります。

また、先日発表された平成二十五年度の税関における知的財産侵害物品の差し止め状況では、輸入差し止め件数が過去最高を記録、差し止め件数が七年連続で二万件を超えるなどと報告をされているわけでありまして。

これは、極めて深刻な状況にあると言わざるを得ません。しかしながら、一方で、税関における

水際取りの締め切りが強化された結果であるというふうにも考えられるわけでありまして。

そこで、税関における水際取りの締め切り機能強化に関する取り組み状況についてお伺いをいたします。

また、その取り締まりに当たっては、警察や海外の関係機関との情報交換など、密接な連携が必要不可欠であると思われまして、国内外との関係機関との連携状況についてお伺いをしたいと思います。

さらに、知的財産侵害物品については、中国からの輸入の差し止め件数が四年連続で全体の九割を超えるというような異常事態が続いておるというふうに言われております。輸出側における取り締まりについてはどのような働きかけを我が国は行っているのか、そのことも確認をさせていただきます。

○宮内政府参考人 お答えを申し上げます。密輸入事犯に対する水際取りの締め切りを一層強化するために、最近、累次の法令改正を行っております。例えば、航空機旅客に係る予約記録を求めることができると規定の整備を行いました。また、海上コンテナ貨物に係る出港前報告制度の導入といったこともいたしてきているところでございます。

このほか、エックス線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置、あるいは麻薬探知犬その他の取り締まり検査機器の有効活用を図っております。さらに、警察あるいは海上保安庁等の関係機関との合同取り締まりの実施も行っているところでございます。

また、お話をいたしましたように、外国税関当局、あるいは世界税関機構、これはWCOといいますが、こうした関係機関との情報交換の促進等による有効な情報の収集、分析等の対策を講じているところでございます。

知的財産についてもお尋ねがございましたが、WCO等の会議の場では、輸出サイドについても働きかけを行っているところでございます。

今後とも、関係機関との連携を強化しつつ、厳正な取り締まりの実施に努めてまいれる所存でございます。

○鈴木(克)委員 今お答えいただいたわけですが、いずれにしても、七年連続で二万件を超えている、それから、中国からの差し止め件数が四年連続で全体の九割を超えている、このような状況というのは本当にゆゆしき状況である。このことを十分御認識いただいて、万全の体制をしく、そして、国のいわゆる利益、それから国民の安心、安全というものに対して徹底的にひとつ頑張つていただきたいということを申し添えておきたいというふうに思います。

次に、今若干お話もありましたけれども、国際郵便物のセキュリティ強化に関する改正効果、それから国際的取り組みということをと二つ目にお伺いしたいというふうに思います。

関税定率法等の改正案では、国際郵便等の取扱件数の増加を踏まえて、通関手続の迅速化、スピードアップの観点から、国際郵便物等の少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額を現行の十万円から二十万円以下に拡大するとされております。

この国際郵便物は社会悪の物品の密輸手段としての利用が懸念をされておまして、平成二十四年の税関の摘発状況では、不正薬物の四二%、知的財産侵害物品では実に九三%が国際郵便物からの摘発というふうな報告をされておるわけでありまして。

これも大変深刻な状況になっておりますが、本改正案の趣旨は、単に通関手続のスピードアップを図るのみではなく、課税事務の効率化により、国際郵便物等のセキュリティ強化も図るものであると理解をしておるわけでありまして。

現在、小口急送貨物や国際郵便物の輸入件数は二十万円以下のものが九割を超えている、このように聞いておるところであります。

本改正によるさらなる機能強化が期待をされるというところでありまけれども、具体的にはど

の程度の効果を見込んでいるのか。例えば検査率の向上とか、そのようなものをどのように見込んでみえるのか、お伺いしたいと思います。

そしてまた、こうした国際郵便物のセキュリティ強化にかかわる国際的な取り組みとしては、一昨年、万国郵便連合の会議において、先ほどもお話がありました、国際郵便物に係る情報の電子的方法による、万国郵便条約の改正案が採択をされているわけであり、その後、我が国としても、関係者と連携を図り万国郵便連合における検討状況を確認した上で、電子的方法による、国際郵便物に係る課題等に関する検討を開始するとされておりました。

そこで、その検討状況と今後の方向性について御答弁をいただきたいと思います。

○宮内政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の改正で二十万円以下に簡易税率の適用対象額を拡大した場合、国際郵便物は年間七万件、一般貨物は年間八十六万件が新たに簡易税率の対象になるわけでございます。

検査率につきましては、従来から公表しておらず、申し上げることはできませんけれども、一般貨物について納税事務が簡素化されるということ、それから、簡易税率の適用対象額の拡大によって、郵便物に關しましては課税事務が効率化されるということがございます。

サンプリング的な調査をいたしますと、簡易税率にすることで、国際郵便物についての通関事務が一件について十分ぐらいいは節約できるんじゃないかというふうに考えております。国際郵便物年間七万件分がそういうことになりますので、その分、セキュリティ対策を強化していくということも可能になります。

具体的には、従来にも増して積極的な開検検査を行うと、エックス線検査装置あるいは麻薬探知犬など機器を活用して深度ある検査を実施して、さらなるセキュリティ対策の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。今、もう一点、国際的な動きについて御質問が

ございました。

万国郵便条約の改正案が採択されて、さらに我が国でも、昨年の十二月に国会承認がなされ、一月から発効しているところでございます。この中にも書かれておりますけれども、国際郵便物に関する情報が事前に電子データで入手可能というふうになりますれば、税関におきましては、電子データによる事前のリスク判定が可能になるということから、国際郵便物に対するセキュリティ対策の強化に資するものであるというふう

に考えているところでございます。

現在、万国郵便連合、UPUと、それから世界税関機構、WCOにおいて、国際郵便物の情報を仕出し地から事前に電子データにより入手するということの取り組みを行っております。

我が国といたしまして、こうした国際的な潮流におくることがないよう、郵便事業を所管する総務省等と連携して、当該取り組みに積極的に関与していく考えでございます。

○鈴木(克)委員 御答弁いただいたわけですが、素人考えとしては、これは間違っておつたら御指摘いただきたいんですが、簡易税率の適用対象額を十から二十に拡大するということによって、逆に不正が、不正という言い方が当たっておるかどうかわかりませんが、それがふえるということではないですね。そのところがちよつと素人ではよくわからないものですか、わかりやすく、もう一度御説明ください。

○宮内政府参考人 お答え申し上げます。

簡易税率の適用対象を拡大するということで不正薬物が入りやすくなるというようなことはございません。

通関、つまり税の部分についての処理を簡素化するということになります。課税事務の簡素化、あるいは納税事務の方も簡素化していくという点で効率化されるということで、言ってみれば、それで時間があく方をセキュリティ対策の方に回すことができるというふうなことでござい

○鈴木(克)委員 わかりました。

それでは、続いて、船舶の出港前報告制度の運用状況、それから航空貨物に対するリスク分析状況についてお伺いをしたいというふうに思っています。

平成二十四年度の改正において、テロ対策等の国際的な物流セキュリティ強化の観点から、コンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国船舶の運航者等に対し、外国貿易船が船積み港を出港する二十四時間前に詳細な積み荷情報を電子的に税関に報告することを義務づける出港前報告制度を導入することとされました。こうした制度は、アメリカ等の諸外国では既に導入をされておるわけですが、十分なリスク分析が可能となる仕組みであるとも認識をされております。

これによつて一層のセキュリティ確保が期待されるということですが、本制度については、今月からの運用開始が予定されていたようであり、その運用状況とともに、問題などが確認をされているのかないのか、どういうふうな状況になっておるのか、お答えをいただきたい。

また、航空機につきましても、平成二十三年年度の改正において、効果的かつ効率的な密輸取り締まりのため、旅客に係る予約情報の報告制度が導入されておりますが、航空貨物についてはどの程度のリスク分析が行われているのか、確認をした

と思います。

○宮内政府参考人 税関におきましては、出港前報告制度等の導入により、積み荷に関する事項の事前報告を義務づけておるところでございます。

出港前報告制度等により日本に到着する前に入手いたしました輸入貨物に関する情報を税関で保有する各種情報と照合いたしまして、ハイリスク貨物の選定に活用し、輸入貨物の取り締まりを実施しているところでございます。

お話にございましたとおり、今月、三月一日から、海上コンテナ貨物を対象とした出港前報告制

度の運用を開始いたしました。これまでのところ、おかげさまで順調に運用しているところでございます。今後、報告される内容の精緻化をさらに図りまして、リスク判定の精度を向上させていくことにしたいというふうに考えております。

航空貨物に關しましては、入港前の報告制度というものがござい。機長から本邦の空港に入港する三時間前に貨物についての報告を受けるという仕組みがござい。

いずれにいたしまして、これらの制度は、国際的な物流セキュリティ強化の観点から重要なものであると考えております。円滑に運用を進めていく考えでございます。

○鈴木(克)委員 最後の質問になるかもしれませんが、次に、関税等の適正、公正な課税について伺いたいと思います。

平成二十六年年度の関税収入は一兆円程度と見込まれております。国税収入に占める割合としては二％程度ということなんですが、しかしながら、税関における賦課徴収は、関税のみではなく、輸入貨物にかかる消費税等も対象となっておりまして、例えば平成二十三年度の実績で見ますと、税関で収納した関税、消費税等は五・六兆円となっております。これは国税収入の約一二％にも及んでおります。

したがって、税関は、水際取り締まりのための機能とともに、税の徴収機関としても大変重要な役割を担っているということでもあります。

このために、関税等の賦課徴収に当たっては、十分な適正性や公平性の確保が求められるわけですが、一方で、グローバル化の進展等に伴う税関業務の増大や複雑化などの状況があります。例えば、現行の関税率の設定数や関税分類が膨大な数に及んでいることに加え、各国とのEPAの発効に伴い、原産地証明の確認手続等も急増していると考えられます。

こうした状況の中にあつて、税関においては、事前告示制度の活用それから輸入事後調査などの取り組みによつて適正、公正な課税の確保に努め

ているとのことでありますが、こうした取り組みの具体的な内容とともに、その効果についてお伺いをしたいと思います。

○宮内政府参考人 まず、事前告示制度についてでございますが、事前告示制度は、輸入貨物の関税率、原産地、課税価格の決定方法等につきまして、輸入者等があらかじめ税関に対して照会を行い、その回答を受けることができる制度でございます。その中で、文書による照会に対する回答書につきましては、輸入申告の審査の際に尊重されるということになっております。

この制度を利用した場合には、事前に輸入貨物の関税上の取り扱いについて知ることができるため、輸入者の予見可能性の向上につながるというメリットがございます。また、輸入者が事前告示回答書に沿った適正な輸入申告を行うことにより、税関での審査も効率的になるというところで、速やかな通関が可能になるということがございます。

事前告示の回答件数は、直近、平成二十四年に八万三千百一件でございます。うち、文書によるものが七千三百六十六件、口頭のものが七万五千七百三十五件あるところでございます。

次に、輸入事後調査についてでございますが、税関では、輸入許可後に調査を行うということも、通関時の審査、検査のほかにやっております。そういうことで、輸入される貨物の迅速通関と適正課税の確保に努めているというところでございます。輸入事後調査は、輸入許可後における税関による税務調査でございます。

具体的には、輸入者の事務所等を訪問いたしまして、帳簿書類等を調査し、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているかどうかを確認しまして、誤りがあることが判明いたしますれば、是正するとともに、適切な申告の指導を実施しているところでございます。

近年の輸入貨物の増加等を背景とした輸入通関の迅速化に対する要請、また貿易取引形態の複雑化等に伴いまして、輸入事後調査の果たす役割は

年々大きいものになってきていると思えます。

その実績でございますけれども、平成二十四事務年度、これは二十四年の七月から昨年の六月まででございますが、全国で四千九百六十の輸入者に対して事後調査を行いました。このうち約七割、三千四百二人に申告漏れ等がございました。申告漏れに係る関税及び内国消費税の追徴税額は、この一年間、過去最高額の約二百九十九億円となつていところでございます。

○鈴木(克)委員 時間が参りましたので終わりますが、先ほど申し上げましたように、税関で収納した関税そして消費税等は五・六兆円ということ、国税収入の約一二％という本当に高額に及んでおるわけでありまして。

したがって、最後に麻生大臣にこのことについて伺おうと思つたんですが、時間がなくなつてしまいましたのでそれは割愛をさせていただきますけれども、いずれにしても、水際作戦を含めて大変重要な部分でございますので頑張つていただきたい、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○林田委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○林田委員長 これより両案を一括して討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○林田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○林田委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、寺田稔君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び生活の党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。古本伸一郎君。

○古本委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の見守り、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○林田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○林田委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。財務大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣

旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○林田委員長 次に、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○林田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○林田委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、越智隆雄君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、みんなの党及び生活の党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。越智隆雄君。

○越智委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政状況のもと資金拠出することに鑑み、出資のみならず融資による資金拠出を組み合わせてとらえ、国際機関の活動並びに我が国の貢献について一層の広報、宣伝、情報公開を行うことにより、日本国民の理解を得るよう努めること。また、融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮し、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について検証を行い、見直しを行うこと。更に、我が国の融資債権等の保全については万全を期すよう努めるこ

と。

一 政府は、日本人の国際貢献機会を拡大する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、民間企業からの出向機会の拡大、弁護士等法曹有資格者などの専門職及び社会科学のみならず自然科学を含めた修士、博士課程修了者の具体的なポスト獲得のための働きかけを行うなど採用段階における支援を行うとともに、継続的なキャリアパスの提示や任期終了者の交流機会の確保を含め国家として人材の確保、後進指導に努め、日本国内における人材育成を活性化させる方策を講じることに。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○林田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○林田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。財務大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○林田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○林田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十三分散会

平成二十六年四月九日印刷

平成二十六年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D